

佐賀県告示第481号

児童福祉法第56条の規定に基づく負担金徴収等規則第3条第1項に規定する徴収金基準(昭和63年佐賀県告示第440号)の一部を次のように改正し、平成27年1月1日から施行する。

平成26年12月26日

佐賀県知事職務代理者
佐賀県副知事 坂 井 浩 毅

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																
<p>措置児童等(母子生活支援施設については入所世帯、助産施設については入所妊産婦。以下同じ。)単位に、当該措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者(自立援助ホームの入所児童の扶養義務者は除く。)の税額等により、その世帯を表1(療育の給付を受けた児童の世帯は表3、<u>慢性疾患の治療方法に関する研究等に資する事業(以下「小児慢性特定疾患治療研究事業」という。)</u>による医療の給付を受けた児童の世帯は表4)の税額等による階層区分に分け、当該階層区分に対応する施設種別ごとの徴収金基準月額に定める額とする。ただし、表2の規定による措置児童等に係る算定額が、表1で定める徴収金基準月額に満たないときは、当該算定額とする。</p> <p>表1 児童入所施設徴収金基準額表</p> <table border="1" data-bbox="232 1082 1104 1372"> <thead> <tr> <th data-bbox="232 1082 680 1129" rowspan="2">税額等による階層区分</th> <th colspan="2" data-bbox="680 1082 1104 1129">徴収金基準月額</th> </tr> <tr> <th data-bbox="680 1129 891 1372">入所施設</th> <th data-bbox="891 1129 1104 1372">母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部、</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	税額等による階層区分	徴収金基準月額		入所施設	母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部、				<p>措置児童等(母子生活支援施設については入所世帯、助産施設については入所妊産婦。以下同じ。)単位に、当該措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者(自立援助ホームの入所児童の扶養義務者は除く。)の税額等により、その世帯を表1(療育の給付を受けた児童の世帯は表3)の税額等による階層区分に分け、当該階層区分に対応する施設種別ごとの徴収金基準月額に定める額とする。ただし、表2の規定による措置児童等に係る算定額が、表1で定める徴収金基準月額に満たないときは、当該算定額とする。</p> <p>表1 児童入所施設徴収金基準額表</p> <table border="1" data-bbox="1158 1082 2024 1372"> <thead> <tr> <th data-bbox="1158 1082 1606 1129" rowspan="2">税額等による階層区分</th> <th colspan="2" data-bbox="1606 1082 2024 1129">徴収金基準月額</th> </tr> <tr> <th data-bbox="1606 1129 1816 1372">入所施設</th> <th data-bbox="1816 1129 2024 1372">母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部、</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	税額等による階層区分	徴収金基準月額		入所施設	母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部、			
税額等による階層区分		徴収金基準月額															
	入所施設	母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部、															
税額等による階層区分	徴収金基準月額																
	入所施設	母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部、															

改正前				改正後			
			自立援助ホーム				自立援助ホーム
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	円 0	円 0	A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	円 0	円 0
略				略			
備考 1 この表における「入所施設」とは、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、 <u>指定医療機関</u> （入所に限る。）、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。 2～8 略				備考 1 この表における「入所施設」とは、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、 <u>指定発達支援医療機関</u> （入所に限る。）、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。 2～8 略			

表2

施設	措置児童等に係る算定額
略	
医療型障害児入所施設、 <u>指定医療機関</u> （入所に限る。）又は助産	次の算式(1)によって得られる額とする。ただし、措置児童等の在籍日数が1か月未満である場合は、算式(2)によって得ら

表2

施設	措置児童等に係る算定額
略	
医療型障害児入所施設、 <u>指定発達支援医療機関</u> （入所に限	次の算式(1)によって得られる額とする。ただし、措置児童等の在籍日数が1か月未満である場合は、算式(2)によって得ら

改正前		改正後	
施設	れる額とする。 算式(1) 事業費の各費目のその月の当該措置児童等につき支弁した額の合算額 算式(2) (事業費の各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額÷その月の日数)×その月の措置児童等在籍日数+月額保護単価により支弁した費目以外の事業費の支弁した額の合算額	る。)又は助産施設	れる額とする。 算式(1) 事業費の各費目のその月の当該措置児童等につき支弁した額の合算額 算式(2) (事業費の各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額÷その月の日数)×その月の措置児童等在籍日数+月額保護単価により支弁した費目以外の事業費の支弁した額の合算額

表3

療育の給付徴収金基準額表

階層区分	世帯の階層(細)区分	療育の給付	
		徴収基準 月額(円)	加算基準 月額(円)
A 階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0

略

備考

1 徴収月額の決定の特例

ア 略

表3

療育の給付徴収金基準額表

階層区分	世帯の階層(細)区分	療育の給付	
		徴収基準 月額(円)	加算基準 月額(円)
A 階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0

略

備考

1 徴収月額の決定の特例

ア 略

改正前	改正後
<p>イ 入院又は通院期間が、1箇月未満のものについては、徴収基準月額又は加算基準月額につき、さらに日割計算によって決定する。 基準月額×(その月の入院(通院)期間/その月の実日数)</p> <p>ウ・エ 略 2～4 略</p>	<p>イ 入院期間が、1箇月未満のものについては、徴収基準月額又は加算基準月額につき、さらに日割計算によって決定する。 基準月額×(その月の入院(通院)期間/その月の実日数)</p> <p>ウ・エ 略 2～4 略</p> <p>5 <u>平成25年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けな</u> <u>いよう、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金につ</u> <u>いて」(昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務</u> <u>次官通知)第4 保育所徴収金(保育料)基準額表備考3(3)</u> <u>に準じて、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると</u> <u>知事が認めた世帯については、A階層と同様の取扱いとす</u> <u>る。</u></p>

表4を削る。